

ご自宅の耐震診断、耐震改修・建替えを支援します。

玉名市では、今後の大地震に備え、住民の皆様が安心して住み続けられる住まいの確保を図るため、戸建て木造住宅の耐震診断、耐震改修設計、耐震改修工事、建替え工事に要する費用等の補助を実施します。

耐震改修（建替え） 設計工事一括補助

A 補助対象者	原則として住宅の所有者
B 補助対象経費	耐震改修工事（または建替え）に要する費用
C 補助率	80%以内
D 補助金の額	最大100万円

耐震診断

A 補助対象者	原則として住宅の所有者
B 補助対象経費	耐震診断に要する費用
C 補助率	3分の2以内
D 補助金の額	最大6.8万円

耐震改修設計

A 補助対象者	原則として住宅の所有者
B 補助対象経費	耐震改修設計に要する費用
C 補助率	3分の2以内
D 補助金の額	最大20万円

耐震改修工事

A 補助対象者	原則として住宅の所有者
B 補助対象経費	耐震改修工事に要する費用
C 補助率	2分の1以内
D 補助金の額	最大60万円

建替え工事

A 補助対象者	原則として住宅の所有者
B 補助対象経費	建替え工事に要する費用
C 補助率	23%以内
D 補助金の額	最大60万円

耐震シェルター工事

A 補助対象者	原則として住宅の所有者
B 補助対象経費	耐震シェルター工事に要する費用
C 補助率	2分の1以内
D 補助金の額	最大20万円

問合せ・申込み先

玉名市 営繕課

TEL: 0968-75-1311

補助要件

- ・戸建て木造住宅
 - ・在来軸組構法、枠組壁工法（ツーバイフォー工法）
又は伝統的構法
 - ・階数3以下
 - ・昭和56年5月31日以前に着工、又は熊本地震により罹災
 - ・現に所有者が居住
- (注)ここに記載しているもの以外にも要件がある場合があります。必ず詳細をお問合せください。

戸建て木造住宅耐震 改修費等補助金



補助の主な条件

共通条件

・戸建て木造住宅
・在来軸組構法、枠組壁工法（ツーバイフォー工法）又は伝統的構法
・階数3以下
・昭和56年5月31日以前に着工 又は 熊本地震により罹災
・現に所有者が居住



各事業別の条件

（上記共通条件に加え、各事業、新耐震・旧耐震 ※1 の別に次の条件があります。）

耐震改修設計	耐震改修工事	建替え工事	耐震シェルター工事	
			新耐震※1	旧耐震※2
共通条件のみ	耐震診断の結果、倒壊の可能性あり	耐震診断の結果、倒壊の可能性あり ＋ 被災者生活再建支援金の支給対象ではないもの	耐震診断の結果、倒壊の可能性あり 又は 大規模半壊以上の罹災	共通条件のみ

※1 新耐震：新耐震基準の場合（昭和56年6月1日以降に着工したもの）

※2 旧耐震：旧耐震基準の場合（昭和56年5月31日以前に着工したもの）

申込み・問合せ先

玉名市 営繕課

TEL:0968-75-1311